

注 意 事 項

次の事項は、阿南市スポーツ総合センターの設置及び管理に関する条例並びに同管理規則で禁止又は規制されていますので、御注意ください。

(利用目的変更等の禁止)

- 1 利用目的を許可なく変更することはできません。
利用許可を取り消し又は利用の目的、日時等を変更するときは、事前に届け出て許可を受けてください。
- 2 利用の権利を譲渡又は転貸することはできません。

(利用許可時間)

- 1 利用許可時間には、会場の準備、利用者等の入退場、後始末などに要する時間も含まれます。
- 2 利用許可時間以外の利用は、原則として認めません。
もし、止むを得ない事由により利用時間の超過、繰り上げをしなければならないときは、事前に届け出て許可を受けてください。

(特別設備等の許可)

- 1 施設内に特別な設備又は付属設備以外の物品を持ち込み利用されるときは、その旨を事前に届け出て許可を受けてください。

(保安要員の配置)

- 1 利用者は、場内の整理、受付、案内及び駐車場の整理等秩序を保持するために必要な人員を配置し、入場者の保安について一切の事務をしていただきます。
- 2 特にメインアリーナ利用の場合には、万一に災害に備えて入場者の避難誘導係員を配置してください。

(利用者の遵守事項)

利用者は、次のことを関係者及び入場者に責任をもって指示し、遵守してください。

- 1 総合センター敷地内で許可なく物品の販売、宣伝又は撮影、録音、寄付等の行為をしないこと。
- 2 施設及び付属器具は大切に扱うこと。
万一、破損又は紛失した場合は、弁償していただきます。
- 3 許可なくして、壁、柱等にはり紙、釘打ち等をしないこと。
- 4 所定の場所以外での飲食、喫煙をしないこと。
- 5 騒音、放歌など、他人の迷惑になる行為をしないこと。
- 6 許可を受けた場所以外に出入りしたり、付属設備器具を持ち出したりしないこと。
- 7 総合センター敷地及び施設を不潔にしないこと。
- 8 非常口、消火設備等のまわりには、荷物を置かないこと。
- 9 次に該当するときは、入場できません。
 - (1) 他人に迷惑をかけ又は施設等を破損するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
 - (3) その他公益上又は管理上支障があると認められるとき。

(職員の立ち入り)

施設の管理上必要があると認められるときは、関係職員が利用中の施設に立ち入ることがあります。

(利用許可の取り消し)

次の場合は、利用許可の取り消し又は停止をします。

- 1 利用許可の条件に違反したとき。
- 2 条例又は規則に定められている事項に違反したとき。
- 3 偽りその他不正手段により利用の許可を受けた事実が明らかになったとき。
- 4 災害その他不可抗力による事由のため、利用ができなくなったとき。

(原状回復)

利用者は、利用の終了後は、利用した施設の設備器具等を原状に回復し、関係職員の点検を受けてください。

(使用料の還付)

既に納付した使用料は、特別の理由があると認められる場合を除き、還付できませんので御了承ください。

◎その他詳細については、スポーツ総合センターまでお問い合わせください。